KDDI AI デジタルプライスボード
サービス契約約款

令和 7 年 8 月 29 日

KDDI 株式会社

目次

第 1 章 総則 3
第 1 条 約款等の適用 ... 3
第 2 条 約款の変更 ... 3
第 3 条 用語の定義 ... 3
第 2 章 本サービスの内容 5
第 4 条 本サービスの内容 ... 5
第 3 章 本サービス契約 6
第 5 条 契約の単位 ... 6
第 6 条 契約申込の方法 ... 6
第 7 条 契約申込の承諾 ... 6
第 8 条 本サービス契約の契約期間 ... 7
第 9 条 本サービス契約者の氏名等の変更 ... 7
第 10 条 本サービス設備数の変更 ... 7
第 11 条 その他の本サービス契約内容の変更 ... 8
第 12 条 本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止 ... 8
第 13 条 本サービス契約者の地位の承継 ... 8
第 14 条 破産等による本サービス契約の解除 ... 8
第 15 条 本サービス契約者が行う本サービス契約の解除 ... 9
第 16 条 当社が行う本サービス契約の解除 ... 9
第 17 条 本サービスの提供ができなくなった場合の措置 ... 9
第 18 条 その他の提供条件 ... 9
第 4 章 本サービス設備等の取り扱い等 10
第 19 条 本サービス設備等の貸与 ... 10
第 20 条 本サービス設備等の管理責任 ... 10
第 21 条 本サービス設備等の返却 ... 10
第 22 条 本サービス契約者の切分責任 ... 11
第 23 条 技術的条件の変更に伴う電気通信設備の変更等 ... 11
第 5 章 電気通信サービスの提供 12
第 24 条 本通信サービスの提供 ... 12
第 6 章 利用中止等 13
第 25 条 本サービスの利用中止 ... 13
第 26 条 本サービスの利用停止 ... 13
第 7 章 料金等 14
第 27 条 料金等 ... 14
第 28 条 定額利用料の支払義務 ... 14
第 29 条 料金の計算方法等 ... 15
第 30 条 割増金 ... 15
第 31 条 延滞利息 ... 15
第 8 章 損害賠償 16
第 32 条 損害賠償 ... 16
第 33 条 責任の制限 ... 16

第 34 条 免責 16
第 9 章 雑則 18
第 35 条 承諾の限界 18
第 36 条 本サービスの利用に係る本サービス契約者の義務 18
第 37 条 その他の本サービス契約者の義務 19
第 38 条 本サービス契約者の禁止事項 19
第 39 条 本サービス契約者に係る情報の取得 21
第 40 条 本サービス契約者に係る情報の利用 21
第 41 条 本アプリ利用に係る個人情報の取扱いについて 21
第 42 条 附帯サービス 21
第 43 条 閲覧 21
別記 22
料金表 23

第1章　総則

第1条　約款等の適用

当社は、このKDDI AIデジタルプライスボードサービス契約約款（以下「本約款」といいます。)を定め､本約款により本サービス(第3条 用語の定義に定義します。)を提供します。

第2条　約款の変更

当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60 年郵政省令第25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条　用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
本サービス	当社が本サービス契約者に対して、KDDI AIデジタルプライスボードサービスとの名称にて提供する、第4条所定の内容により、当社が日本国内において本アプリと本サービス設備のデータ連携等を提供するサービス
本サービス通信網	主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
本通信サービス	当社が本サービス通信網を使用して本サービス設備との間に電気通信回線を設定し提供する電気通信サービス
アクセスポイント	本サービス通信網との接続点

相互接続点	相互接続協定（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）相互間で電気通信接続の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく本サービス通信網と当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備との相互接続に係る電気通信設備の接続点
ＳＩＭ	本サービス契約者の識別番号、その他の情報を記憶することができるカード等であって、本サービスの提供のために、当社が本サービス契約者に貸与するもの
本アプリ	本サービスを利用するためのアプリケーション
本サービス設備	本サービスを提供するために設置される当社が本サービス契約者に貸与する陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信設備を有する電気通信設備（当社が貸与するＳＩＭを利用して通信するものに限ります。）であって、当社又は特定事業者が免許人となるもの
本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本サービス申込者	本サービスの申込を行う者
本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
アカウント情報	本サービス契約者が本サービスを利用するにあたり、本サービス契約者が当社に提供する本サービス利用に関する情報（例：氏名、電話情報、電子メールアドレス及び支払情報）
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
指定事業者	本サービス設備のメーカーである当社が別に定める事業者
料金月	１の暦月の起算日（当社が契約者ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章　本サービスの内容

第4条　本サービスの内容

当社の提供する本サービスは、以下の各サービスから構成されます。

(1)　本通信サービスの提供

(2)　本サービス設備等の貸与

(3)　本アプリの使用許諾

(4)　前各号に付帯関連するサービス

2　当社は、本サービス契約者に対し、本アプリを、本約款並びに別途当社が定める内容及び方法により使用することを許諾するものとし、本サービス契約者は、本サービスの利用に際し、本約款並びに当社が別に定める内容及び方法を遵守するものとします。

第3章　本サービス契約

第5条　契約の単位

当社は１つの本サービス申込みごとに１つの本サービス契約を締結します。この場合、本サービス契約者は、１つの本サービス契約につき１人とします。

第6条　契約申込の方法

本サービスは、法人が、その営業又は事業のために若しくはその営業又は事業として行う場合のみ、本サービス契約の申込みを行うことができます。

2　本サービス申込者は、本サービス契約の申込みをするときは、本約款のほか、当社が別に規定するKDDI Business ID利用規約、My KDDI Biz 総合利用規約及びKDDI IoT アクセス通信サービス契約約款に同意の上、また本サービスは Amazon Web Services, Inc.及び/又はその関係会社（以下「AWS社」といいます。）が直接又は間接に提供するクラウドサービスが組み込まれていること、及び本サービスの利用にあたっては AWS 社の定める利用規約、プライバシーポリシー等（https://aws.amazon.com/jp/legal/?nc1=f_cc）が適用されることを確認の上で、契約事務を行う本サービス取扱所に対し、当社所定の方法により申込みをするものとします。

第7条　契約申込の承諾

当社は、本サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備又は本サービス設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3　当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込のあった本サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 本サービス申込者が本サービスに係る料金等（本約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金及び割増金等の料金以外の債務を含みます。以下同じとします。）その他の債務（当社の他の契約約款等の規定により支払いを要することとなった本サービスに関するサービス等に関する債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 本サービス申込者が第 26 条　本サービスの利用停止の規定により本サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行う本サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 本サービス申込者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。

(5) 第 36 条　本サービスの利用に係る本サービス契約者の義務の規定に違反するおそれあるとき。

(6) 本サービス申込者が当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。

(7) 本サービス申込者が日本国に登記されている法人ではないとき、又は本サービス申込者が当該法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
(8) 本サービス申込者が法人である場合において、法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
(9) 本サービス申込者が、法人としてその営業又は事業のために若しくはその営業又は事業として行っていないとき。
(10) 本サービス申込者が当社に申告した場所と相違する場所に本サービス設備等を設置し使用することを前提しているとき。
(11) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は前三項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込みを承諾しません。
(1) 本サービス申込者が、当社が別に定めるKDDI Business ID利用規約、My KDDI Biz 総合利用規約又はKDDI IoT アクセス通信サービス契約約款に同意しないとき。
(2) その本サービス契約の申込みに係る本サービス設備の数が1に満たないとき。
(3) その本サービス契約の申込みに係る本サービス設備の提供が困難なとき。

第8条　本サービス契約の契約期間

本サービス契約の契約期間は、当社が本サービス契約の申込みを承諾して本サービス契約者に送付した本サービス設備を本サービス契約者が受領し第19条 本サービス設備等の貸与 第3項に規定する当社への通知を行った日（「契約期間の起算日」といいます。以下同じとします。）から4年後の日が属する月の末日（「契約期間の終了日」といいます。以下同じとします。）までとします。

2 本サービス契約者は、前項に規定する本サービスの契約期間内に第 14 条　破産等による本サービス契約の解除乃至第 16 条　当社が行う本サービス契約の解除に基づく本サービス契約の解除があった場合は、当社が別に定める期日までに、料金表第2 サービス利用料 1適用に規定する金額（以下「違約金」といいます。）を支払っていただきます。

第9条　本サービス契約者の氏名等の変更

本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、本サービス契約者にその届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本サービス契約者が、第1項の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社が本サービス契約者に送付する通知は、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に郵送等により送付することをもって、これを行ったものとみなし、第1項の届出を怠ったこと又は事実と異なる届出を行ったことによって本サービス契約者に不利益が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条　本サービス設備数の変更

本サービス契約者は、貸与を受ける本サービス設備数の追加を希望するときは、第6条 契約申込の方法に基づき契約事務を行う本サービス取扱所に対し、新たに本サービス契約の申込みをするものとします。

2　当社は、前項の申込みがあったときは、第7条　契約申込の承諾の規定に準じて取り扱うほか、任意に当該申込みを承諾しないことができるものとします。

3　本サービス契約者は、貸与を受ける本サービス設備数の減少を希望するときは、減少を実施したい日の1か月前までに、契約事務を行う本サービス取扱所に対し、当社所定の方法により申込みをするものとします。

4　当社は、前項の申込みがあったときは、第7条　契約申込の承諾の規定に準じて取り扱うほか、任意に当該申込みを承諾しないことができるものとします。

5　当社は、第3項に規定する契約期間中の本サービス設備の減少をするときは、本サービス契約者に対し、減少を実施する日が属する月から起算して、当該本サービス設備に係る本サービス契約の契約期間の残余の期間分のサービス利用料の 40%に相当する金額を本サービス設備の違約金として請求いたします。

第11条　その他の本サービス契約内容の変更

本サービス契約者は、第9条　本サービス契約者の氏名等の変更、第10条　本サービス設備数の変更及びその他の内容について、第6条　契約申込の方法に基づき申告した契約内容の変更を行おうとするときは、当社所定の方法により申込みをするものとします。

2　当社は、前項の請求があったときは、第7条　契約申込の承諾の規定に準じて取り扱うほか、任意に当該申込みを承諾しないことができるものとします。

第12条　本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

本サービス契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第13条　本サービス契約者の地位の承継

合併、会社分割又はその他の方法により本サービス契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により地位を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2　前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第14条　破産等による本サービス契約の解除

当社は、本サービス契約者について、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てその他これらに類する事由が生じたときは、直ちにその本サービス契約を解除することがあります。

第15条　本サービス契約者が行う本サービス契約の解除

本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。

第16条　当社が行う本サービス契約の解除

当社は、第 26 条　本サービスの利用停止の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、その本サービス契約を解除することがあります。

2　当社は、本サービス契約者が第 26 条　本サービスの利用停止第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス契約を解除することがあります。

3　当社は、第 7 条　契約申込の承諾 第 4 項各号のいずれかの規定に該当することとなったときは、その本サービス契約を解除します。

4　当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当社は、本サービス契約者への通知をもって直ちに本サービス契約を解除することがあります。

5　当社は、第 3 項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、本サービス契約者への通知をもって直ちに本サービス契約を解除します。

第17条　本サービスの提供ができなくなった場合の措置

当社は、当社の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内でその本サービスに係る提供条件を変更し、又は本サービス契約の解除を行うことがあります。

2　当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスについて、その提供条件の変更又はその本サービス契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその本サービス契約者に通知します。

第18条　その他の提供条件

本サービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章　本サービス設備等の取り扱い等

第19条　本サービス設備等の貸与

当社は、本サービス契約者に対し、本サービス契約に基づき本サービス設備及び本サービス設備に接続するSIM（以下「本サービス設備等」といいます。）を貸与します。

2　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する本サービス設備等を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。

3　本サービス契約者は、当社から本サービス設備等の貸与を受けた場合、すみやかにその本サービス設備等の内容を確認し、確認の結果及び本サービス設備等を受領したことを本サービス設備等の到着日から5営業日（当社所定の営業日をいいます。以下同じとします。）以内に当社に通知するものとします。

4　本サービス契約者は、前項の通知期限にかかわらず、本サービス設備等の利用開始後1か月以内に本サービス設備等の不具合等が発覚した場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。この場合、当社は、当該不具合等について当社が責任を負うべき本サービス契約との不適合であると当社が合理的に判断したときは、交換又は修理等の対応を行うものとします。

第20条　本サービス設備等の管理責任

当社から、本サービス設備等の貸与を受けている本サービス契約者は、その本サービス設備等を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2　当社から本サービス設備等の貸与を受けている本サービス契約者は、本サービス設備等について盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3　当社は、第三者が本サービス設備等を利用した場合であっても、その本サービス設備等の貸与を受けている本サービス契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4　当社は、本サービス契約者に貸与した本サービス設備等が破損し、又は紛失した場合、本サービス契約者に対し、第2項に基づく届出があった日までのサービス利用料の他、当該事象が発生した日が属する月から起算して当該本サービス設備に係る本サービス契約の契約期間の残余の期間分のサービス利用料の 40%に相当する金額を、端末賠償金として請求いたします。

5　当社は、第2項に基づく届出が本サービス契約者から行われなかった場合でも、本サービス設備等の破損又は紛失があったことを当社が知ったときは、本サービス契約者に対し、当社が知った日までのサービス利用料の他、破損又は紛失があったときに遡って起算される前項に規定する端末賠償金を請求することができます。

第21条　本サービス設備等の返却

本サービス契約者は、理由の如何を問わず本サービス契約が終了したとき及び本サービス設備の減少をしたときは、その終了の日又は減少日から 10 営業日以内に当社から貸与されている本サービス設備等を当社が別に定める方法により返却することとします。

2　当社は、本サービス設備等の返却後本サービス設備等に登録された情報を削除します。この場合、当社は、当社が情報を削除したことにより本サービス契約者に損害等が生じたとしても、その責任を負いません。

3　当社は、第１項の規定による返却がなされなかったときは、本サービス契約者に対し、貸与した本サービス設備等のうち返却がなされなった台数に、5,000 を乗じて算出した金額を端末賠償金として請求いたします。

第22条　本サービス契約者の切分責任

本サービス契約者は、本サービス利用のために必要な電気通信設備（電気通信回線設備、本サービス設備、その他本サービス契約者の所有する電気通信設備を含むものとします。）がすべて電気通信回線に接続されているときであって、本サービスを利用することができなくなったときは、その本サービス契約者の電気通信設備に異常がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

第23条　技術的条件の変更に伴う電気通信設備の変更等

本サービスの提供において、やむを得ない限度において技術的な条件（本アプリ又は本サービス設備等の内容及び技術的事項を含みます。）の変更が行われた場合には、本サービス契約者の電気通信設備の改造又は変更を行っていただきます。

第5章　電気通信サービスの提供

第24条　本通信サービスの提供

当社は、アクセスポイントから相互接続点の区間において、本通信サービスを提供します。

2　本通信サービスの提供は、本サービス契約又は本約款の定めるほか、KDDI IoT アクセス通信サービス契約約款の以下の各規定の定めるところによるものとします。

(1) 第 1 章（第 1 条から第 3 条)、第 24 条、第 8 章（第 30 条から第 32 条）及び第 46 条

(2) 別記 4 乃至 8

3　本約款の規定と KDDI　IoT アクセス通信サービス契約約款の規定とに矛盾抵触がある場合には、前者が優先して効力を有するものとします。

第6章　利用中止等

第25条　本サービスの利用中止

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 本サービス設備の保守上やむを得ないとき。

(2) 本サービスの認証用の情報について、不正利用又は漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを本サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条　本サービスの利用停止

当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（その本サービスに係る料金等その他の債務を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間)、その本サービスの全部又は一部について、利用を停止することがあります。

(1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 本サービス契約者が、当社から貸与を受けている本サービス設備等について、第 20 条　本サービス設備等の管理責任第 1 項に定める善良な管理者の注意をもって管理していないと当社が判断するとき。

(3) 本サービス契約者がその本サービス又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用において、第 36 条　本サービスの利用に係る本サービス契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) 本サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他の本サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 前各号のほか、本約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行、当社の電気通信設備若しくは本サービス設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、本サービス契約者にその理由、利用停止をする日及び期間を通知します。

ただし、第 1 項第 2 号又は第 5 号より本サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りでありません。

第7章　料金等

第27条　料金等

当社が提供する本サービスに係る料金は、サービス利用料及び附帯サービスに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

第28条　定額利用料の支払義務

本サービス契約者は、その本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日が属する月の翌月（本サービスの契約期間の起算日とします。以下同じとします。）から起算して本サービス契約が終了した日までの期間（本サービスの提供を開始した日と本サービスが終了した日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する本サービスに応じて、定額利用料（料金表 第２　サービス利用料に定める料金のうち、月額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、本約款又は料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

2　前項の期間が１か月に満たない場合においても、日割計算は行わず、本サービス契約者は、１か月分の定額利用料の全額の支払いを要します。

3　前各項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の中止又は利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。

(2) 前号の規定のほか、本サービス契約者は、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。

区　　別	支払いを要しない定額利用料
1.　本サービス契約者の責によらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（２欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後、当該状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する定額利用料
2.　当社の故意又は重大な過失により、その本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	当該状態が生じた時刻以後、当該状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する定額利用料

当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その定額利用料を返還します。

第29条　料金の計算方法等

料金の計算方法及び料金の支払方法は、本約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第30条　割増金

本サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第31条　延滞利息

本サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第8章　損害賠償

第32条　損害賠償

当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、本サービスの利用に関して生じた損害について一切責任を負わないものとします。

2　当社は、以下の場合には、本サービス契約者に発生した損害について、責任を負いません。

(1) 本サービス設備その他の電気通信設備が本来の利用目的以外に使用された場合

(2) 本サービス設備その他の電気通信設備が当社の定めた方法により適切に使用されなかった場合

(3) 本サービス設備その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、又は漏洩した場合

(4) 本サービスの利用に際し必要となる本サービス契約者の電気通信設備、ソフトウェア及びその他設備等 、又は本サービス提供のために用いられる AWS 社が提供するサービスに起因して損害が生じた場合

(5) 本サービス契約者が本サービス契約に違反した場合

3　当社は、本サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性、適時性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

4　当社は、本サービス設備等の盗難、紛失又は毀損に起因して本サービス契約者に生じた損害等について、責任を負わないものとします。

5　当社が損害について責任を負う場合においても、当社は、本サービス契約者に生じた直接かつ現実の損害のみを賠償するものとし、本サービス契約者その他の者に生じた間接損害、消極損害、逸失利益、弁護士費用その他の損害を賠償する責任を負わないものとします。

第33条　責任の制限

当社は、本通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重過失によりその提供をしなかったときは、本通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その本サービス契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、本通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本通信サービスに係る定額利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第34条　免責

天災地変、騒乱、暴動、紛争、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負わないものとします。

2　本サービスの利用にあたり適用のある法令及びガイドライン等（自動車公正取引協議会のガイドラインを含みますが、これに限られません）については本サービス契約者の責任においてこれを遵守するものとし、当社はその責任を負わないものとします。

第9章　雑則

第35条　承諾の限界

当社は、本サービス契約者から本約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本サービス契約者にお知らせします。

第36条　本サービスの利用に係る本サービス契約者の義務

本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 本約款を遵守して本サービスを利用すること。
(2) 本サービス設備、当社の設置する電気通信設備その他の当社が提供する設備について、当社が定める使用方法を遵守すること。
(3) 本アプリについて当社が定める使用方法を遵守すること。
(4) 通信の伝送又は本サービスの提供に妨害を与える行為を行わないこと。
(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
(6) 本サービスの利用にあたり、本サービス契約者において設置した電気通信設備を通じて取得した個人情報の取得者として個人情報保護法上必要となる対応を講じることその他関連法令を遵守すること。
(7) 本サービス契約者は、本サービスの全部又は一部を本サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
(8) 本サービスの利用にあたり適用のある法令及びガイドライン等（自動車公正取引協議会のガイドラインを含みますが、これに限られません）を遵守すること。

2　当社は、本サービス契約者の行為が第 38 条　本サービス契約者の禁止事項に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 1 号の義務に違反したものとみなします。

3　本サービス契約者は、第 1 項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

4　当社は、本サービス契約者以外の者によって本サービスが利用された場合、当該本サービス契約者本人による利用とみなします。本サービス契約者以外の第三者により本サービス又はアカウント情報が不正に使用され、これにより本サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わず、当該本サービス契約者にてその責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

5　本サービス契約者は、本サービスの利用に際し、当社の電気通信設備と接続する本サービス契約者の電気通信設備において、システム改修及びそれに類する行為を行うときは、事前に当社へその旨を通知するものとします。なお、当該通知の有無にかかわらず、本サービス契約者の電気通信設備及びその他ソフトウェア等に起因して本サービス契約者が本サービスを利用することできなくなった場合、当社は何らの責任も負わないものとします。

第37条　その他の本サービス契約者の義務

本サービス契約者は、本サービスの全部又は一部の利用ができなくなったときは、当該サービスに関連する自己の設備又は他のサービスに故障がないことを確認したうえで、当社へ申告していただきます。

2　本サービス契約者は、本サービスに関わるセキュリティ上の侵害又は漏洩その他の事故を検知した場合は、遅滞なく当社に通知していただきます。

3　本サービス契約者は、本サービス契約の全部又は一部を本サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用する者に対し本契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。またこの場合に、本サービス契約者は、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して一切の責任を負っていただきます。

第38条　本サービス契約者の禁止事項

本サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の本サービス設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為若しくはそのおそれのある状況を放置する行為
(2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
(3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
(4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
(5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
(6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
(7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
(8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
(9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
(10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
(11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
(12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
(13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
(14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
(15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(16) 当社の許可なく本サービス設備等を第三者に譲渡し、又は転貸する行為
(17) 当社の許可なく本サービス設備等を分解又は改造する行為
(18) 当社の許可なくＳＩＭの差し替え又は目的外の利用を行う行為
(19) 当社に申告した場所と異なる場所に本サービス設備等を移動し、またはその場所で本サービス設備等を使用する行為

(20) 本サービス設備等に貼付されているその所有権を明示する標識その他の標識等の除去や汚損（自然摩耗に起因する場合を除きます。）をする行為
(21) 本サービス設備等に対して質権、抵当権及び譲渡担保権その他担保権の設定等をする行為
(22) 本サービス設備等を本邦外で利用する行為
(23) その他法令又は本約款等に違反する行為
(24) (1)から(15)までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第39条　本サービス契約者に係る情報の取得

本サービス契約者は、アカウント情報及び本サービス提供にかかわるもの（本サービス契約者の従業員等をいいます。）の氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

第40条　本サービス契約者に係る情報の利用

当社は、第 39 条 本サービス契約者に係る情報の取得に定める本サービス契約者に係る情報を、当社の本サービス契約の申込み、契約の締結、料金等の適用又は料金等その他の債務の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（本サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。また、当社は、本サービス契約者から求められた場合にのみ、本サービスの提供のために当該求めに応じるにあたって必要な範囲で、本サービス上の情報を取り扱うものとし、それ以外の場合は当該情報へのアクセスは行わないものとします。

第41条　本アプリ利用に係る個人情報の取扱いについて

当社は、本アプリに出力された個人データ（車台番号を含みますが、これに限りません。）を、本サービスの提供を行うために、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国にある指定事業者に提供又はクラウドその他の方法での保管等を行うことがあります。

2　前項で当社が提供等をする可能性のある外国はオーストリア、オランダ及びアイルランドであり、個人情報保護委員会規則にて個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として規定されています。

3　第 39 条 本サービス契約者に係る情報の取得、第 40 条 本サービス契約者に係る情報の利用及び前各項に定めるほか、本サービスに関して取得した本サービス契約者に関する情報及び本アプリ利用に係る個人情報の取扱いについては、別途当社の定める「ＫＤＤＩプライバシーポリシー（https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/）」が適用されます。

第42条　附帯サービス

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 1 に定めるところによります。

第43条　閲覧

本約款において、別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1　支払証明書の発行

(1) 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、その本サービス契約者に係る本サービスの支払証明書を発行します。

(2) 本サービス契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表 第4 附帯サービスに関する料金等 に規定する料金等の支払いを要します。

料金表

第1　通則

1　料金の計算方法

(1) 当社は、料金は、料金月に従って計算します。

(2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(3) 当社は、料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(4) 当社は、月額料金についての日割りは行いません。

(5) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

2　端数処理

(1) 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

3　料金等の支払い

(1) 本サービス契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(2) 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

4　少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が 1,000 円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

5　料金の一括後払い

当社は、4 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

6　消費税相当額の加算

第 28 条　定額利用料の支払義務の規定その他本約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、本約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、本サービスの違約金、本サービス設備の違約金、端末賠償金及び延滞利息については、この限りでありません。

7　料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

8　料金等の請求

本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き（https://biz.kddi.com/support/payment/）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「ＷＥＢ　ｄｅ　請求書ご利用規約」又は「『ＫＤＤＩまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第2　サービス利用料

1　適用

本サービスに係るサービス利用料の適用については、第 28 条　定額利用料の支払義務 の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
(1) 本サービスに係るサービス利用料の算定	本サービスに係るサービス利用料は、料金表 第 2　サービス利用料 2 料金額に定めるものとします。
(2) 本サービスの契約期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	本サービス契約者は、第 8 条 本サービス契約の契約期間に定める本サービス契約期間内に第 14 条　破産等による本サービス契約の解除乃至第 16 条　当社が行う本サービス契約の解除に基づく本サービス契約の解除があった場合は、第 28 条 定額利用料の支払義務及び料金表 第 1 通則の規定にかかわらず、本サービス契約の解除の日が属する料金月から起算して、その本サービス契約で契約している本サービス設備数に係る本サービス契約の契約期間の残余の期間分のサービス利用料の 40%に相当する金額を一括して当社に支払っていただきます。

2　料金額

ア　サービス利用料

月額

単　　位	料金額 （税抜価格 （税込価格））
貸与する 1 本サービス設備ごと	当社が提示する利用申込書に記載の額

第4　附帯サービスに関する料金等

1 支払証明書の発行手数料

(1)　適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記１の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
支払証明書の発行手数料の適用	本サービス契約者は、(2)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2)　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格 （税込価格））
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 （440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附則

（実施時期）
本約款は、令和7年8月29日から実施します。